

【実施要領：別紙 1】 評価基準

1 評価基準の基本的な考え方

本評価基準は、要求水準書に定める事項を満たしている提案を対象として、応募者の提案内容を評価するものである。要求水準書に定める要求水準を満たしていないと町が認める提案は、採点の対象とせず、失格とする。

既往設計図書を踏まえ、施設計画の自由なデザイン競争ではなく、既往設計の実現方針、設計・施工一括発注方式を活かした実施体制、社会実験支援業務、重要条件への対応、工程・コスト・維持管理・運営への対応を評価する。

なお、要求水準書に示す必須事項、法令遵守、通常の品質管理、安全管理、成果品提出、検査及び引渡し等については、要求水準適合確認、本契約成立後の協議又は施工段階において確認するものとし、原則として本評価基準における加点評価の対象とはしない。

2 採点方法

評価の視点は、評価基準表に定める配点に基づき、次の6段階評価により採点する。各評価の視点に係る得点は、当該評価の視点に定める配点に、次の評価割合を乗じて算定する。

評価	内容	評価割合
A	特に優れている	100%
B	優れている	80%
C	標準的である	60%
D	やや不十分である	40%
E	不十分である	20%
F	記載がない、又は評価の視点の内容が示されていない	0%

3 評価基準表

評価項目		評価の視点	配点	
1	事業理解・既往設計の実現方針	①「みんなでつくる・育てる」及び「義農公園を育てる5つのヒント」を理解し、整備後の使われ方につなげる考え方があるか。	6点	15点
		②既往設計図書の設計意図と、本事業の前提となる主要機能・配置条件を理解しているか。	5点	
		③松前らしさ・義農らしさ、義農神社との関係性を、公園側の空間づくりに反映する考え方があるか。	4点	
2	設計・施工一括発注方式を活かした実施体制・マネジメント	④代表企業及び統括責任者の役割が明確で、事業全体を管理できる体制か。	4点	20点
		⑤設計、施工、工事監理、社会実験支援、維持管理・運営準備が分断されず連携できるか。	4点	
		⑥課題、変更、同等品、関係機関協議等を一体的に管理できるか。	4点	
		⑦町内企業の活用、地域経済への配慮、地元人材・資材等の活用について、実効性のある考え方が示されているか。	8点	
3	社会実験支援業務の提案	⑧「義農公園を育てる5つのヒント」を踏まえ、地域の参加を通じて、整備後の公園の使われ方や担い手を育てる社会実験となっているか。	5点	20点
		⑨子ども、子育て世代、高齢者、地域住民、地域団体、将来の管理運営者等の視点から、利用、維持管理及び運営上の課題を検証できるか。	4点	
		⑩音、光、ボールの飛び出し、駐車・送迎、夜間利用など、近隣住民や周辺道路への影響を把握し、トラブルの未然防止につなげる内容となっているか。	4点	
		⑪実施内容、場所、時期、安全性、近隣影響への配慮が現実的か。	3点	
		⑫検証結果を実施設計、施工、供用開始準備、維持管理及び運営準備へ反映し、使い手や担い手の育成につなげる考え方があるか。	4点	

評価項目		評価の視点	配点	
4	提案の余地を踏 まえた施設・重 要条件への対応	⑬芝生広場、日陰、照明、スポーツ、休憩・滞在空間等の使いやすさを高め、雨水貯留施設の通気口等にも安全性、利用上及び意匠上の配慮があるか。	5 点	20点
		⑭非直線的なアスレチック系オリジナル遊具、タコのすべり台及びはんざり遊具について、遊び、安全性及び見守りに配慮され、タコのすべり台の荷重及びポンプ位置の変更を含め、雨水貯留施設との整合が検討されているか。	5 点	
		⑮交流・体験学習棟、大屋根、フォリー、倉庫等について、使いやすさ、維持管理性、木材の活用並びに周辺景観との調和が整理されているか。	5 点	
		⑯災害後生活支援・受援機能について、平時と災害後の使い方が整理され、マンホールトイレ、かまどベンチ以外の実現性ある提案があるか。	5 点	
5	工程・コスト・維 持管理・運営へ の対応	⑰地域による維持管理・運営への参加や継続的な事業活動を想定し、設備、収納、動線、管理区分等について、将来の運用に柔軟に対応できる計画となっているか。	5 点	25点
		⑱令和10年12月末までに完成検査を受けるために必要な施工、試運転、社内検査等を完了し、令和11年1月上旬に完成検査を受けることができ、同年1月31日までに供用開始準備を含む本事業を完了する工程が現実的か。	5 点	
		⑲提案価格と提案内容が整合し、必要な機能や品質を確保するためのコスト管理、仕様調整及び維持管理費への配慮が具体的か。	10点	
		⑳町による事業者や地域団体等との対話を踏まえ、地域が維持管理・運営に関わる仕組み、担い手の育成、継続的な事業活動及びクラウドファンディング等を通じた参加の仕組みが具体的か。	5 点	
合計		評価項目及び評価の視点ごとの配点により採点	100点	

注 評価項目1、評価項目2、評価の視点⑬及び評価の視点⑲は、書類審査の対象とする。

注 評価の視点④から⑦まで及び⑱は、事務局による事前評価を踏まえ、審査委員会が得点を決定する。

4 最低基準点

優先交渉権者として選定されるためには、各審査委員の評価点を100点満点で採点し、その平均点が60点以上であることを要する。応募者が1者である場合も同様とする。